

# ぼうさい掲示板

## Jアラート発信時（弾道ミサイル）の避難行動について

昨今の北朝鮮による弾道ミサイル発射状況を踏まえ、弾道ミサイル発射の緊急情報が発信された場合に、とるべき行動についてお知らせします。

弾道ミサイルは、発射からきわめて短時間で着弾します。

ミサイルが着弾または通過する可能性がある場合は、**国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、町民の皆さまに防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、携帯電話からの緊急速報メールが流れますので、このタイミングで以下の状況に応じて避難行動をとってください。**

### ① 屋外にいる場合

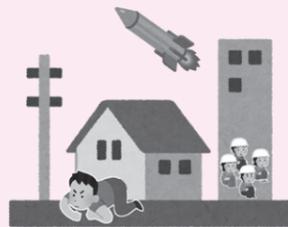
近くの建物の中へ至急避難。  
※できれば頑丈な建物や地下が望ましいですが、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

### ② 建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

### ③ 屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。



## よくある質問と回答

Q Jアラートが流れた後に避難を始めても手遅れでは？

A 避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも近くの建物の中や地下などに避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

Q 近所には、丈夫な建物も地下もなく、避難できる場所がありません。

A 横（水平）方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性が高まります。

※詳細については、「内閣官房国民保護ポータルサイト」に掲載されています。事前に確認しておきましょう。

<https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>



## 利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、補助金・くらしのサポート情報、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右のQRコードまたは下記のURLからインストールできますので、ぜひご活用下さい！

◆ URL: <https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html>



問い合わせ先 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211 (内線317)

## 消費生活相談だより

### 若者の消費者被害にご注意！

▼18歳・19歳の消費者トラブルの状況  
全国の消費生活センターに寄せられた18歳・19歳の相談件数は、昨年10月末時点で5108件となりました。

### ▼相談の傾向（令和4年4月～10月）

- 1位 脱毛エステ  
お試しのつもりが高額な契約をしてしまった、サロンが破産したなど
- 2位 出会い系サイト・アプリ
- 3位 商品一般  
身に覚えのない商品が届いたなど
- 4位 他の内職・副業  
転売ビジネスやアフィリエイト内職のトラブルなど
- 5位 賃貸アパート  
退去時の原状回復トラブルなど
- 6位 アダルト情報  
サイトを見ていたら突然高額会費請求の画面が出たなど
- 7位 医療サービス  
美容医療、脱毛など
- 8位 他の健康食品  
お試しのつもりで注文したら定期購入だったなど
- 9位 役務その他サービス  
副業サポート契約など
- 10位 脱毛剤  
お試しのつもりで注文したら定期購入だったなど



### ▼アドバイス

- ◎ 広告やセールストークをうのみにしないようにしましょう
- ◎ 契約は慎重に検討を！
- ◎ クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。
- （参考：消費者庁・国民生活センターのホームページ、くらしの豆知識）

### ▼問い合わせ先

- ① まち未来創造課 消費生活相談窓口  
毎週水・金曜日  
午前10時～午後5時  
リモート相談もぜひご利用ください！  
毎週月・木曜日（要予約）  
☎68・2211（内線246）
  - ② 茨城県消費生活センター  
平日と日曜日（日曜日は電話のみ）  
午前9時～午後5時  
☎029・225・6445
  - ③ 国民生活センター（消費者ホットライン）  
土・日曜日、祝日  
午前9時～午後4時  
☎188（いやや！）
- ※他市町村へのご相談は、ご遠慮ください。

## 商工会だより

### プレミアム付商品券の使用期限について

令和4年度「超とねまち地元応援！プレミアム付商品券」の使用期限は令和5年2月28日（火）までとなります。期限を過ぎた商品券はご利用できませんので、お早めにお使いください。

### 税務相談会のお知らせ

利根町商工会では、会員の皆さまを対象とした税務相談会を開催いたします。全日、事前予約制先着順となりますので、参加希望の方はお早めに利根町商工会までご連絡ください。

▼開催日 2月1日（水）、2月13日（月）、2月16日（木）、2月22日（水）、2月28日（火）、3月10日（金）

▼会場 利根町商工会  
※詳細は郵送済みの案内・またはホームページなどでご確認ください。

### 確定申告が始まります

2月16日（木）より、令和4年分の確定申告が始まります。  
利根町商工会での所得税確定申告個別指導は、2月28日（火）までとなりますので、お早めにご相談ください。  
なお、2月28日（火）以降の所得税確定申告相談につきましては、竜ヶ崎税務署へ直接ご相談ください。

### 技能講習会の開催について

▼建築物石綿含有建材調査者（一般）講習  
石綿障害予防規則等の改正により、令和5年10月から、建築物の解体・改修工事を行う場合には、「厚生労働大臣が定める講習を修了した者（講習終了後、修了者試験に合格した者）」等による、石綿に関する事前調査が義務化される事になりました。

当講習会は、茨城労働局長の登録教習機関へ委託し、開催いたします。好評の出張ですので、ぜひ受講ください。

▼開催日 3月2日（木）、3月3日（金）

▼会場 利根町商工会  
※受講希望の方は商工会までお問い合わせください。

### 申し込み・問い合わせ先

利根町商工会  
☎68・7417  
利根町布川2947

